

川崎都市計画生産緑地地区の変更（川崎市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備考
約 290.7 ha	<p>中原区上小田中1丁目地内において、箇所番号52を廃止する。            中原区上小田中1丁目地内において、箇所番号53を廃止する。            中原区上小田中1丁目地内において、箇所番号55を廃止する。            中原区下小田中2丁目地内において、箇所番号88を廃止する。            中原区下小田中2丁目地内において、箇所番号89を廃止する。            中原区下小田中4丁目地内において、箇所番号106を廃止する。            中原区下小田中4丁目地内において、箇所番号111を廃止する。            中原区下小田中4丁目地内において、箇所番号156を廃止する。            中原区上小田中1丁目地内において、箇所番号167を廃止する。            高津区北見方1丁目地内において、箇所番号70を廃止する。            高津区新作2丁目地内において、箇所番号180を廃止する。            高津区末長2丁目地内において、箇所番号213を廃止する。            高津区梶ヶ谷3丁目地内において、箇所番号325を廃止する。            高津区新作6丁目地内において、箇所番号377を廃止する。            宮前区有馬3丁目地内において、箇所番号10を廃止する。            宮前区有馬3丁目地内において、箇所番号18を廃止する。            宮前区梶ヶ谷地内において、箇所番号138を廃止する。            宮前区神木本町2丁目地内において、箇所番号174を廃止する。            宮前区土橋7丁目地内において、箇所番号305を廃止する。            宮前区野川地内において、箇所番号360を廃止する。            宮前区野川地内において、箇所番号362を廃止する。            宮前区宮崎2丁目地内において、箇所番号726を廃止する。            宮前区宮崎地内において、箇所番号767を廃止する。            多摩区栗谷2丁目地内において、箇所番号51を廃止する。            多摩区菅北浦2丁目地内において、箇所番号130を廃止する。            多摩区中野島3丁目地内において、箇所番号299を廃止する。            多摩区登戸地内において、箇所番号338を廃止する。            多摩区枳形3丁目地内において、箇所番号373を廃止する。            多摩区枳形6丁目地内において、箇所番号387を廃止する。            多摩区南生田3丁目地内において、箇所番号423を廃止する。            麻生区王禅寺東2丁目地内において、箇所番号7を廃止する。            麻生区高石2丁目地内において、箇所番号233を廃止する。            麻生区細山5丁目地内において、箇所番号365を廃止する。            中原区井田杉山町地内において、箇所番号42を縮小する。            高津区上作延地内において、箇所番号56を縮小する。            高津区溝口6丁目地内において、箇所番号146を縮小する。            宮前区有馬7丁目地内において、箇所番号75を縮小する。</p>

面積	備考
約 290.7 ha	<p>宮前区平6丁目地内において、箇所番号279を縮小する。  宮前区野川地内において、箇所番号377を縮小する。  宮前区東有馬1丁目地内において、箇所番号495を縮小する。  宮前区東有馬2丁目地内において、箇所番号535を縮小する。  宮前区東有馬3丁目地内において、箇所番号543を縮小する。  宮前区野川地内において、箇所番号731を縮小する。  多摩区菅北浦2丁目地内において、箇所番号132を縮小する。  麻生区岡上地内において、箇所番号32を縮小する。  麻生区上麻生7丁目地内において、箇所番号94を縮小する。  麻生区はるひ野5丁目地内において、箇所番号170を縮小する。  麻生区はるひ野5丁目地内において、箇所番号404を縮小する。  麻生区万福寺5丁目地内において、箇所番号433を縮小する。  高津区下作延5丁目地内において、箇所番号112を拡大する。  高津区新作2丁目地内において、箇所番号187を拡大する。  宮前区水沢2丁目地内において、箇所番号680を拡大する。  麻生区金程4丁目地内において、箇所番号77を拡大する。  麻生区片平4丁目地内において、箇所番号350を拡大する。  高津区新作3丁目地内において、箇所番号404を追加する。  高津区上作延地内において、箇所番号405を追加する。  高津区上作延地内において、箇所番号406を追加する。  宮前区菅生6丁目地内において、箇所番号797を追加する。  宮前区神木2丁目地内において、箇所番号798を追加する。  宮前区野川地内において、箇所番号799を追加する。  宮前区東有馬2丁目地内において、箇所番号800を追加する。  麻生区王禅寺東6丁目地内において、箇所番号448を追加する。  麻生区上麻生4丁目地内において、箇所番号449を追加する。  麻生区岡上地内において、箇所番号450を追加する。  多摩区登戸地内において、箇所番号341の位置、区域及び面積を変更する。</p>
	合計箇所数 1,845

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理 由 書

生産緑地地区の指定は、平成20年3月に改定された本市の「緑の基本計画」において、農地の保全と活用として基本施策の一つに位置付けられており、本市の都市計画マスタープランにおいては、良好な都市環境の形成に資する一団の優良な農地は、生産緑地地区に指定し、「農」のあるまちづくりをめざすこととしております。

本市では、農林漁業と調和した良好な都市環境を形成する目的で、市街化区域内において適正に管理されている農地を、計画的かつ永続的に保全するため、生産緑地地区として指定していますが、より一層の都市化が進むなかで、都市内農地を良好な緑地機能及び防災用空地としても重視し、本案のとおり生産緑地地区の追加及び区域の拡大をするものです。

また、主たる農業従事者が死亡又は故障により農業に従事できなくなり、市への買取り申し出及び他の農業従事者への斡旋が、共に不調であったため、行為制限が解除されたものや、特別養護老人ホームまたは保育園などの公共施設の用に供されたもの等について、本案のとおり廃止及び区域の縮小をしようとするものです。